

令和7年 第4回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年4月22日 火曜日
2. 総会招集の期日 令和7年4月22日 火曜日
3. 開会の日時 令和7年4月25日 金曜日 午後1時30分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(15名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(2名)

4番	平 博 之 委員	5番	青 木 久美子 委員
----	----------	----	------------

事務局職員出席者

高 橋 嘉 樹 事務局長	三 浦 美佐子 補 佐
井 上 克 俊 係 長	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和7年4月25日 金曜日 午後1時30分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議案第12号 職員の任命について |
| 日程第3 | 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第4 | 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 日程第7 | 議案第16号 長井農業振興地域整備計画の変更について |

本日の総会に付した事件

議事日程と同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第4回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員は議席番号4番 平 博之 委員、議席番号5番 青木 久美子 委員であります。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号13番 鈴木 憲一 委員、議席番号14番 井渕 博昭 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

これより議事に入ります。議案書と順序が変わりますが、議案第12号 職員の任命についてを日程第2として、議題といたします。事務局より説明を求めます。高橋事務局長。

◎ 高橋事務局長

— 議案第12号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。本件は人事案件でありますので、ご承認をお願いしたいと思っております。承認いただいたということで、議案第12号 職員の任命について これを承認することに決定させていただきます。ここで事務局職員の紹介をいたしますので、暫時休憩といたします。

— 休憩 職員紹介 —

それでは紹介が終わりましたので、休憩前に付し、議事を再開いたします。

次に日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第6号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この5件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

次に日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について9件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第13号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は小林 美和子 委員をお願いいたします。

○ 3 小林 美和子 委員

はい。では番号1について私の方から説明させていただきます。経緯については先ほど事務局から説明があった通りでして、貸人の〇〇さんのお孫さんが新規就農されて、この土地を耕作するということでございましたけれども、ちょっとまだ広すぎるということで、半分の面積の借り手を探していたところでした。一時、他地区の法人さんに、ということもあったのですが、ちょっとそちらから引き受けられないということがございまして、●●●●さんが引き受けてくださるということになりました。●●●●さんにつきましては、中央地区の中心的な農家の方でありますし、何ら心配はございません。よろしくをお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。続いて番号2は、高橋 剛 委員をお願いいたします。

○ 16 高橋 剛 委員

本来ならば、平 博之 委員の活動エリアなわけですけども、今日欠席というようなことで私

の方から報告をさせていただきます。買受人の●●●さんは、もともと教職の立場で勤めておったわけですが、定年後に自宅の畑地なり、あとは自宅の近くの地域の人の畑を借りたり買ったりしながら、一生懸命野菜づくりを頑張っていらっしゃる方です。今回もそのようなことで隣接地の○○さんから「俺の畑も買ってほしい」ということで有償移転という契約になったようでして、今回取得するこの農地にはスイカを作付したいという計画を持っています。機械等についても、畑で使われるようなトラクター、管理機等々所有しておりますので、何ら問題ないというふうに報告させていただきます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号3は、寺嶋 嘉春 委員にお願いいたします。

○ 9 寺嶋 嘉春 委員

はい。では番号3です。貸手の○○○○さんから、●●●●さんに、ということですが、中間管理機構を使つての使用貸借だったのですが、今回3条に変えて単年度で借り入れを行うということであります。先ほど事務局から話あったように、年齢も高くなり長年借りることは無理だということで、1年ずつ借りるということでございます。●●●●さんは農業が専業でありますので、何ら問題ありません。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に、番号4番は 青木 龍也 委員にお願いいたします。

8 青木 龍也 委員

それでは番号4の案件でございます。●●●●さんは、皆さんご存知の通り農業法人●●●●の理事でございます。●●●●は平野の中心的存在であり、きちんと管理されておりますので何ら問題ございません。以上でございます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に、番号5及び7は 片倉 功 委員にお願いいたします。

2 片倉 功 委員

はい。番号5でございます。この案件の△△____番の圃場は、30a 区画の中に 507 m²が配分されているというふうなところです。借手の ●●●●さんが周りの水田を耕作されているということで、これを1枚にして耕作するというので借り手を変更するものです。●●●●さんについては、一通り機械も揃っておりますし、問題はないものと思います。番号7でございます。この圃場については●●●●さんが借りていて大豆を作っておりました。譲渡人の○○さんは90歳と高齢で、そろそろいろいろ処分したいということのようでございます。●●●●さんについては、地域の担い手で一通りの機械も揃っておりますので、問題はないというふうに思います。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に、番号6は 高橋 忠 委員にお願いいたします。

1 2 高橋 忠 委員

はい。6番をご説明申し上げます。◆◆◆◆さんが貸人の○○さんの田を借りておりましたけれども、今回、その周辺で●●●●君が転作をしているというような関係で、このたび○○さんの土地をお借りしまして転作をするという運びとなりました。機械等も揃っておりますので、何ら問題がないものと、ご報告申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

次に番号8は、鈴木 憲一 委員にお願いいたします。

1 3 鈴木 憲一 委員

はい。ナンバー8でございます。この案件でございますが、先月、3月の総会の中で、借り手の●●●●氏が3条で耕作をするという案件の中で、この1筆が取り残されていたというふうなことでございます。もともとは◆◆◆◆さんが作っておったわけですが、これも◆◆◆◆さんの規模縮小のため、先月と同じように●●●●氏が、この○○○○さんの土地を耕作するというような流れでございます。●●●●氏においては、何ら問題はございませんのでご報告を申し上げたいと思います。以上です。

1 7 寒河江 忠 委員

はい。次に番号9は、私から報告いたします。事務局から説明あった通りでありまして、山林

との交換ということでの無償譲渡になります。譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の●●●●さんは親戚関係でありまして、すでに●●●●さんは、この〇〇〇〇さんの田んぼを耕作してらっしゃるということです。〇〇〇〇さんは、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、〇〇産業という建設業を営んでいらっしゃるということです。今回交換した山林というのは、自分の会社に付随した山林だというふうにお聞きしました。そういうことで交換です。●●●●さんは、川西町の担い手の方でありますけれども、通称「◆◆◆◆」という、昔商店をやっていましたが、そこの息子さんです。今泉と隣接…ほぼほぼ今泉のようなところに住んでいらっやって、通作距離としても問題ないということで、これまでも3条で認めてまいったということです。そういう意味合いにおいても、今回は問題ないという判断をしたところです。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。なお、番号1は鈴木 淳一委員、番号4は片倉 功委員に関係がありますので、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請9件のうち、この2件を除く7件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1及び4を除く7件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。

よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1及び4を除く7件について、これを許可することに決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木 淳一委員の退席をお願いいたします。

— 鈴木 淳一 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑、ご意見ないので、採決いたします。議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1の1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1の1件について、これを許可することに決定いたします。ここで鈴木 淳一委員の復席を求めます。

— 鈴木 淳一 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

鈴木 淳一委員に申し上げます。ただいま、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1の1件について、これを許可することに決定しましたので、告知いたします。次に、片倉 功委員の退席をお願いいたします。

— 片倉 功 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第13号 農地法

第3条の規定による許可申請のうち、番号4の1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4の1件についてこれを許可することに決定いたします。

ここで片倉 功 委員の復席を求めます。

— 片倉 功 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

片倉 功 委員に申し上げます。ただいま、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号4の1件について、これを許可することに決定しましたので、告知いたします。ここで暫時休憩を挟みます。

休 憩（13：52）

再 開（13：55）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第5 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第14号朗読後、説明 —

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は1件ございます。農地の所在は緑町の一筆で地目が畑、面積が654㎡のうち297.54㎡です。権利種別：所有権移転。譲渡人：株式会社○○代表取締役○○○○。譲受人：●●●●。転用の目的は一般住宅の建築のためです。続いて概要ですが、譲受人である●●氏が、現在、アパートを賃借しておりますが、申請土地を買い求め住宅を新築したく、このたび申請するものです。続いて費用面です。土地取得費：総額で■■万円。造成費■■万円、建築費■■万円、工作物■■万円、その他として■■万円の総額■■万円です。要件ですが、当該地は、第三種農地に該当するため許可は可能となります。造成は約50センチの盛土を行います。法面は約1メートルのブロック積み擁壁を設置します。取排水：上水道及び公共下水道、雨水：地下浸透、位置関係については図面等見ていただきながらですが、北側は公衆用道路を挟んで宅地、南側も宅地、東側は畑でこちらの残地となっております。西側は公衆用道路を挟んで宅地です。周囲への影響についてですが、周辺に耕作の用に供する農地が存在しないため、周辺に及ぼす影響はないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第6 議案第15号 農用地利用集積等促進計画案について 1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第15号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。なお、本議案につきましては、高橋 剛 委員、井渕 博昭 委員、青木 龍也 委員に関連する議案でございますので、3名の委員につきましては、席札を閉じていただきますようお願いいたします。議案第15号 農用地利用集積等促進計画案1件についてご質問、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので採決いたします。議案第15号 農用地利用集積等促進計画案1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手多数 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手多数であります。よって、議案第15号 農用地利用集積等促進計画案1件について、これを承認することに意見決定いたします。高橋 剛 委員、井渕 博昭 委員、青木 龍也 委員につきましては、席札をお戻しください。

○16 高橋 剛 職務代理者

はい、議長。

○ 寒河江 忠 議長

高橋 剛 職務代理者。

○16 高橋 剛 職務代理者

今のこの促進計画案は初めてでもう少し事務局に説明していただきたいのと、議決についても説明していただきたいので暫時休憩をお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

ただいま高橋職務代理者から提案がありましたので、その提案を受けまして、暫時休憩を挟んで説明を受けたいと思います。暫時休憩いたします。

休 憩 (14:08)

再 開 (14:31)

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第7 議案第16号 長井農業振興地域整備計画の変更2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。三浦補佐。

◎ 三浦補佐

— 議案第16号朗読後、説明 —

このたびは編入1件、除外が1件の申請でございます。図面番号1の草岡の編入案件についてです。計画者・土地所有者がいずれも白鷹町の〇〇〇〇さんからの編入申請です。〇〇さん自身は白鷹町在住で、耕作は地域の担い手である●●●●氏が畑として耕作されています。この△△番の1筆の中に農用地の境界線が入っており、約4割が農用地、残り約6割が農用外、白地になっているという状態のため、農用地に入っていない610㎡を農用地に編入したいというものです。当市の農業振興地域整備計画は今から約20年前の平成14年に見直しを行った際に、優良農地を確保しつつも、農業・商業・工業のバランスを鑑みながら商業地域に対する店舗等の誘致と柔軟性に富んだ計画性のある土地利用を推進するような農地区域の設定を行ったところですが、それ以降の見直しが行われておらず、現況にそぐわない箇所が散見されるようになってきており、

当該地もその一つであります。事業目的にもあります通り、当該地は、従来から耕作を行っており、この先も耕作を続けていくと見込まれる農地であります。当該地の東側の▲▲▲▲線の東側は農地整備事業が入っておりますが、当該地は畑であり整備事業対象ではありませんが、10ha以上の農用地に接しておりますので、農用地として利用を図るべき土地であると思われます。

次に図面番号2の時庭の除外案件についてです。(株)●●●●が既存の会社敷地を拡張するための除外申請で、申請事由についてですが、昨今の多発する自然災害のための復旧工事の増加により建設資材の置き場所が不足するので拡張が必要、とのことで除外を申請されました。案内図をご覧くださいと、●●●●の場所は県道▲▲▲▲線の道沿いにありまして、申請地は会社敷地の南に隣接する土地になります。最後2ページの代替地の検討についてですが、当該地の外に白地である候補地を2か所検討されました。①は面積が希望よりも大きすぎ、なおかつ道幅が狭くトラックの出入りが不便であること、②については、面積は希望通りであり現在の置き場にも近いのですが地主との折り合いがつかなかったということで、2カ所ともに事業に適さず、やむなく農用地である当該地を申請されました。なお、当該地は地域計画上も支障を及ぼす土地ではなく、農業生産基盤整備事業を行った箇所ではありませんでした。以上でございます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで農業振興専門部会長より、現地調査報告を求めます。

○ 2 片倉 功 農業振興専門副部会長

はい。このたびは編入・除外1件ずつであります。今月17日に鈴木憲一農業振興専門副部会長と草岡担当の椎名 一志 委員と事務局とで現地確認をしてまいりましたので、ご報告いたします。図面番号1の草岡の編入案件です。申請地の周囲は農用地と住宅地が隣り合った地域です。申請地は、1筆の中に農用地と白地が混在した状態であります。申請地の利用状況についてですが、地域の担い手が大豆を耕作しており、将来的にも耕作を続けていくということでもあります。この土地は10ヘクタール以上の集团的農用地に、すでに一部が含まれており、農用地の設定をして差し支えないとみてまいりました。続いて、図面番号2の時庭の除外案件についてです。資材置き場設置のための除外申請ですが、現地を確認したところ、既に盛土がされてありまして、転用申請の際は顛末書が必要な案件であると思われます。当該地の南側は一団の農用地が広がっておりますが、そのまとまりを欠くような除外ではなく、農業上の効率的かつ安定的な担い手の農地利用集積に影響を及ぼす恐れはないと思われます。申請地に接する南側の水路は白川土地改良区のもので、転用時及び転用後も、水路に支障をきたさないよう求めてまいります。全体として問題ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び農業振興専門部会長からの現地調査報告が終わりました。長井農業振興地域整備計画の変更2件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第16号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入1件、農用地区域からの除外1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第16号 長井農業振興地域整備計画の変更2件について、これを承認することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第4回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 14:40

上記のとおり、令和7年第4回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年4月25日

議 長	会 長	⑩
-----		-
議事録署名委員	13番	⑩

議事録署名委員	14番	⑩
